

令和6年度進行管理 戦略点検シート

◎基本政策 2 健康で安心な生活基盤の整備

主要課題	No. 24	障害者差別の解消と権利の擁護
-------------	--------	-----------------------

● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性 ●		主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。
4年後の目指す姿	区民や事業者が、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する理解を深め、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの権利が十分に守られ、安心して暮らしている。	
計画期間の方向性	○心・情報のバリアフリーの推進 障害者差別の解消のため、合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図るとともに、心と情報のバリアフリーを推進するため、障害者理解のための啓発を行います。 ○虐待防止のための取組と権利擁護の推進 障害者虐待についての理解促進を進めていくとともに、権利擁護支援が必要な人が、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、関係者や地域住民に幅広く普及・啓発を行い、所得が低い方も安心して利用できる成年後見制度利用支援事業等の周知を図っていきます。	

事業費（令和5年度） 上段：実績 下段：当初予算

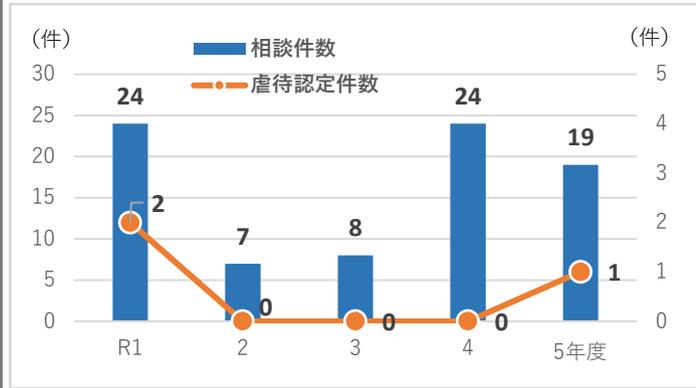
1 どのような事業で何をしたか（実績）		戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。							
事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割						事業費(千円)
97	障害者差別解消推進事業	障害福祉課	障害を理由とする差別の解消を図る。						207千円 (739千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	①	障害者差別解消支援地域協議会	回	1	2				
	②	障害者差別解消周知啓発グッズ配布	部	317	1,486				
	③	障害者差別解消周知啓発グッズ・パンフレット・チラシ増刷	部	—	—				
R5(2023)	④ 障害者差別解消周知啓発パンフレット配布								
	毎年区立学校に配布している心のバリアフリーハンドブックの代替として、令和5年度は、小学4年生と中学1年生に対し、啓発グッズ（②）と差別解消周知啓発パンフレット（④）の配布を行いました。								
98	心と情報のバリアフリー推進事業	障害福祉課	地域住民の障害者等に対する理解を深め、共生社会の実現を図る。						2,389千円 (2,523千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	①	地域支援フォーラム参加者	人	284	88				
	②	心のバリアフリーハンドブック配布（第3版）	部	4,203	270				
R5(2023)	①地域支援フォーラムの参加者については、令和4年度はテーマや内容に鑑み、アーカイブ配信を行ったため、アーカイブ配信件数を含めています。5年度は内容等に鑑み、アーカイブ配信を行わなかったことにより、差が生じました。②心のバリアフリーハンドブック第3版の大幅改訂により、5年度は区立学校児童生徒に配付を行わなかったため、配布数が大幅に減少しています。								

99	障害者虐待防止事業	障害福祉課	障害者虐待の防止や早期発見、障害者の安全確保を図る。						13千円 (416千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 相談・通報件数		件	24	19				
	② 区民向け虐待防止講演会の参加者数		人	54	103				
	③ 事業者向け虐待防止研修会の参加者数		人	12	18				
	R5(2023)	①相談・通報件数は19件、虐待認定件数は1件となっています。②令和4年度に引き続き、対面とオンライン配信での講演会を行いました。③事業者職員が参加しやすい日時についてアンケートを取り、2回研修会を行ったため、参加者が増加しました。							
85	成年後見制度利用支援事業	福祉政策課	成年後見に係る支援を必要とする障害者の早期発見と継続的な支援を行う。						8,379千円 (14,920千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 成年後見相談（社会福祉協議会）		件	1,495	1,501				
	② 成年後見学習会・親族後見人学習会		人	208	273				
	③ 成年後見人等報酬助成		件	24	18				
●特記事項（実績の補足）									

2 社会ではどのような動きがあったか（社会環境等の変化）	人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。
チェック	チェック項目
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）
無	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）
<p>令和3年に障害者差別解消法が改正され、6年4月1日から事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。</p> <p>事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の行政機関から報告を求められたり、助言や指導、さらには勧告を受けたりする場合があります。</p>	

3 成果や課題は何か（点検・分析）	1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検・分析します。
○心・情報のバリアフリーの推進	
<p>令和6年3月には障害のある方への支援の仕方の具体例や災害時の支援などを新たに盛り込んだ、「心のバリアフリーハンドブック」の第4改訂版を作成しました。区民や事業者が、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する理解を深められるよう、引き続き、民間事業者も含めて周知啓発を行い、理解促進の機会を設けていく必要があります。</p> <p>手話言語条例・意思疎通条例を6年4月1日に施行しました。今後、区民及び区内事業者に対して、手話や障害特性に応じた意思疎通手段の理解の促進及び普及を図っていきます。</p>	
○虐待防止のための取組と権利擁護の推進	
<p>障害者虐待においては、各事業所の理解度に課題があったため、4年度より障害福祉サービス等事業所へ基幹相談支援センターによる出張研修を開始し、現場職員の理解度の向上を図りました。</p> <p>また、障害者に関する正しい理解や障害者虐待に関する適切な知識及び理解の啓発のため、区民及び事業所向けに研修を行いました。今後も引き続き、障害者虐待についての啓発活動を行っていきます。</p> <p>権利擁護の推進においては、成年後見制度の利用促進を図る中核機関を社会福祉協議会に委託して設置し、法律・福祉の専門職による助言等の支援や、関係機関等の協力・連携強化を図る会議を運営しています。この取組により、6年度からの権利擁護の担い手の養成に向けて、他自治体の取組等を参考にしながら、事業の内容を検討していきます。</p>	

●障害者虐待防止センターの相談件数の推移



資料:文京区障害者・児計画

【SDGsの視点】

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるように、障害者差別解消、心・情報のバリアフリーに関する理解の促進を図りました。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>障害者虐待においては、発生予防の観点から区民及び事業所向けの啓発活動を通し、障害者虐待に関する正しい知識、理解の普及を図りました。また、障害者やその家族等が孤立することがないように、地域における切れ目ない支援体制の構築に努めました。 権利擁護においては、必要としている方に支援が届くよう、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用促進につなげるための、普及・啓発を行います。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、当事者委員、事業者委員、専門委員などの関係機関から構成される、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。</p>

<p>4 今後どのように進めていくか (展開)</p>	<p>3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、次年度以降の戦略としての進め方を記しています。</p>
<p>障害者差別の解消のため、合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図るとともに、心と情報のバリアフリーを推進するため、障害者理解のための啓発を行います。文京区手話言語条例及び文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例に基づき、区民や事業者に対する普及啓発、ろう者が必要な場面において手話言語による意思疎通を行うための施策、障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関することについて、技術革新を背景とした意思疎通手段の多様化等を踏まえて取り組んでいきます。 権利擁護支援が必要な人が、本人らしい生活が継続できるよう、成年後見制度のほか、権利擁護の担い手を育成する取組により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図るとともに、広報・啓発活動を実施することで、障害者の権利擁護、虐待防止体制の強化を推進していきます。</p>	

<p>5 次年度、事業をどうするか (事業の見直し)</p>	<p>4を踏まえ、主要課題に紐づけられている個々の計画事業の次年度の検討の方向性を、「継続」「レベルアップ」「縮小」「統合・分割」「計画変更」「事業終了」で記します。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>計画事業名</th> <th>所管課</th> <th>次年度の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>97</td> <td>障害者差別解消推進事業</td> <td>障害福祉課</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>心と情報のバリアフリー推進事業</td> <td>障害福祉課</td> <td>レベルアップ</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>障害者虐待防止事業</td> <td>障害福祉課</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>成年後見制度利用支援事業</td> <td>福祉政策課</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	事業番号	計画事業名	所管課	次年度の方向性	97	障害者差別解消推進事業	障害福祉課	継続	98	心と情報のバリアフリー推進事業	障害福祉課	レベルアップ	99	障害者虐待防止事業	障害福祉課	継続	85	成年後見制度利用支援事業	福祉政策課	継続
事業番号	計画事業名	所管課	次年度の方向性																	
97	障害者差別解消推進事業	障害福祉課	継続																	
98	心と情報のバリアフリー推進事業	障害福祉課	レベルアップ																	
99	障害者虐待防止事業	障害福祉課	継続																	
85	成年後見制度利用支援事業	福祉政策課	継続																	